

学校給食費未納対応マニュアル

(債権管理編)

令和4年10月1日

瀬戸市 学校教育課

目 次

はじめに	1
1 学校給食費の経理	2
2 学校給食費の徴収	2
(1) 契約	
(2) 納入通知	
(3) 出納員及び出納補助金、現金取扱員	
3 学校給食費の未納対策	4
(1) 督促及び催告	
(2) 延滞金、遅延損害金	
(3) 納付誓約書による分割納付	
(4) 調査	
(5) 消滅時効期間	
(6) 時効の更新	
(7) 時効の完成猶予	
(8) 時効の援用	
4 債権の保全	7
(1) 履行の繰上げ	
(2) 債権の申出等	
5 学校給食費の法的な債権回収手続	8
(1) 訴訟手続	
(2) 支払督促	
(3) 仮執行宣言の申立て	
(4) 少額訴訟	
(5) 即決和解	
(6) 民事調停	
(7) 支払督促等からの通常訴訟手続きへの移行	
(8) 強制執行	
6 債権回収が困難な場合の措置	12
(1) 徴収停止	
(2) 履行延期の特約	
(3) 債務免除	
(4) 債権放棄	
(5) 不納欠損処理	
別紙1 学校給食費（私債権）の管理及び回収フローチャート	15
別紙2 学校給食費 法的措置手続きの流れ	16
別紙3 学校給食費 法令根拠体系図	17

資料1	督促状	18
資料2	児童手当による未納給食費の支払いについて	19
資料3	給食費納付誓約書	21
資料4	支払督促申立書	22
資料5	仮執行宣言申立書	26

はじめに

学校給食は、適切な栄養の摂取による児童・生徒の健康の保持増進、日常生活における食事について正しい理解を深め、望ましい食習慣を養うこと等を目標として（学校給食法 2）、義務教育諸学校において実施されています。

学校給食実施のための施設・設備の設置・修繕費用、人件費は、学校設置者である市が負担します（学校給食法 11①、同法施行令 2）。そして上記以外の学校給食に要する経費、すなわち食材費・光熱水費（実費）の負担者は保護者と明示されています（学校給食法 11②）。

学校給食の提供と保護者の費用負担は対価的な意義を有しています。また学校給食の実施者は市であり、保護者からの学校給食費は市の歳入となることから、市と保護者は、債権債務関係の当事者であると考えられます。

債権管理に関する事務とは、債権の発生から消滅に至るまでにおいて、債権者として行うべき保全、取立、内容の変更及び消滅に関する事務であり、市民負担の公平性及び財政の健全性を確保するため、市が正当に有する債権を確実に回収し、適正で厳格な債権管理を行うことが求められています。

債権のうち私債権として扱われる学校給食費は、地方自治法だけでなく、民法の規定が適用される場面が多く存在します。そして資産の差押え、強制換価などの執行を行うには、民事訴訟法や民事執行法による執行手続きなど、市職員としてあまり馴染みのない関係法令が多義にわたって関わってきます。

今般、民法が大幅に改正されるとともに、瀬戸市債権管理条例が施行されたにも関わらず、学校給食費に関しては、債権の発生から収束に至るまでの債権管理の一連の手続きを整理した参考文献は乏しく、担当者が十分理解して実務に取り組んでいるとは言い難い状況であることから、学校給食費の徴収事務について債権管理の観点から法令を整理するとともに、法令に沿った形で未納対応事務を行う必要があると考え、このマニュアルを作成することといたしました。【別紙 3】

なお、学校給食費の未納対応についての事務的な取扱いは、これまで通り平成 30 年 1 月瀬戸市教育委員会及び共同実施加配連携校研究協議会が改訂した「未納対応マニュアル」を参考とするものとします。

1 学校給食費の経理

本市の学校給食費は、平成28年4月から、それまで任意団体である瀬戸市学校給食会が経理を行う私会計から、より透明性や公平性を確保するため、歳入歳出を瀬戸市の予算に計上する公会計へ移行しました。そのため、学校給食費の徴収及び学校給食用食材の購入は、地方自治法や市の会計規則等に沿って適正に処理を行う必要があります。

ア 学校給食費の独立

学校給食費は、学校給食会計として学校に係る他の諸会費の会計（教材費、PTA会費等）とは明確に区分するとともに、独立した会計として処理し、通帳管理も分け、他の会計に流用したり、他の会計から流用しないようにします。

イ 金融機関の利用

収支は、原則として金融機関を経由して処理することとします。特に収納は、危険防止、事務の効率化を図る観点から、できる限り口座振込（口座引落し）により行うこととします。

ウ 諸帳簿の作成と保存、債権管理シートの活用

給食会計に関する諸帳簿を適正に作成し、保管します。また、市の債権を計画的に管理するため、毎年度債権管理計画を策定し、債権管理シートを作成、活用することで債権の適正な進行管理を行うこととします（債権条例6）。

エ 未収金の取扱い

学校給食費は、その年度の学校給食の食材料購入費であるから、年度末には未収金が生じることは原則として許されません。

日頃から学校給食センターと各学校が児童生徒の未納状況を的確に把握し、それぞれの関係機関及び関係職員は連携するとともに、役割分担し、保護者に対して早期に督促、催告をするなど、収納に係る最善の対応を心がけなければいけません。

2 学校給食費の徴収

学校給食費の未納は、保護者間の負担の公平性を著しく欠くばかりか、それが学校給食のための食材料費そのものであるため、児童生徒に対する学校給食の提供に支障をきたす恐れがあります。

自治体が有する債権は、大きく公法上の債権（公債権）と私法上の債権（私債権）に分かれます。学校給食費は、その実費負担を保護者に求めることから、自治体と住民の間で締結される私法上の契約である給食供給契約によって発生する私債権と考えられています。そのため、学校給食費を金銭給付の目的とする市の債権と考える以上、市が未納を放置することは許されず、督促や裁判所による強制執行等の必要な措置をとらなければなりません。

このように行政処分により市民の財産を差し押さえ、換価、配当することができない（自力執行権がない）学校給食費を強制的に回収するためには、裁判手続きで、

まず債務名義の取得（判決等の強制執行ができるお墨付き）をしたうえで、裁判所の手を借りて強制執行することになります。

学校給食の徴収については、一般的に次の事務処理が法令等に規定されています。

契約⇒納入通知⇒督促⇒催告⇒調査

⇒履行期限の繰上げ⇒債権の申出⇒消滅時効期間⇒時効の更新⇒時効の援用⇒徴収停止⇒履行延期の特約⇒債務免除⇒債権放棄⇒不納欠損【別紙1】

⇒訴訟手続き⇒債務名義の取得⇒強制執行【別紙2】

(1) 契約

学校給食費は、実態として親権者と自治体との間で給食供給契約の締結と認めることができます。これは、学校入学時に親権者から学校給食について黙示の申込みがあり、銀行宛ての自動振替の申込みがされ、その後の給食提供の事実をもって申込みに対する承諾とし、契約締結が成立していると認められるからです。

(2) 納入通知

自治体が歳入を収入するときは、これを調定し、納付義務者に対して納入の通知をしなければなりません（自治法 231）。

納入通知は、原則として、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納期限、納入場所及び納入の請求の事由を記載した納入通知書でこれをしなければなりません。その性質上納入通知書により難い歳入については、口頭、掲示その他の方法によってこれを行うことができるとされています（自治法 154③）。

学校給食費については、納入義務者が指定した金融機関に納入通知書を送付した場合、納入義務者が当該納入の通知を知りうる状態にあると認められるため、納入通知書を納入義務者ではなく、当該金融機関に送付することも可能との行政実例があります。しかし、金融機関の口座振替を利用していない現金納付の納入義務者に対しては、納入通知書を交付しなければならないとされています。

本市の場合、「給食費についてのお知らせ」を毎年配付することで、1食あたりの金額等を保護者へ伝えており、これをもって納入通知とみなしています。

(3) 出納員及び出納補助員、現金取扱員の任命

瀬戸市出納員等に関する規則において、出納員は、会計管理者の権限に属する事務の一部を委任され事務を行います。また、出納員は、会計管理者から委任された事務の一部をさらに出納補助員に委任することができます。なお、出納員等は、現金取扱員を置き、所管する事務を補助させることができます。

任命された出納員及び出納補助員は、身分を証する証票を所持し、提示を求められた際には、提示をしなければなりません。また、人事異動等でその職を解かれたときは、証票を返還することとなります。

出納補助員が徴収した給食費は、全て公金として扱われ、納付があった場合は、速

やかに指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関へ入金してください。

3 学校給食費の未納対策

(1) 督促及び催告

市長は、履行期限までに履行しない者があるときは、期限を指定して督促しなければなりません（自治法 240②、自治令 171、債権条例 7）。【資料 1】

いつ督促状を発するかについては、瀬戸市債権管理規則第 5 条第 2 項には「別に定めがある場合を除き、原則として履行期限経過後 30 日以内に督促状を発すること」とされています。これに対して現在の学校給食費の徴収方法は、保護者から各学校が徴収し、取りまとめて市に納入しています。未納になった（口座引落としが出来なかった）時点で、まず各学校が何等かの方法で催促しており、それでも徴収できない者に対して、市として督促しており、現在は、児童手当の支給月に合わせて 2 月、6 月、10 月に市長名で督促状を送っています。

学校給食費の督促は、上記のように 3 か月毎など学期毎に行うことが一般的ですが、徴収方法を学校が関与せず直接市の口座に振り込む方法をとった場合は、市の債権規則に従って督促状を発することも必要になると考えます。なお、督促状の発送にあたっては、各学校に照会をかけ、分納している保護者や何等か特別の事情により一時的に支払いが滞っている保護者には督促状を出さないこととしています。

この督促状の納付期限については、督促状を発した日から起算して 10 日以上の期間を置かなければならないとされています（債権規則 5③）。

(2) 延滞金、遅延損害金

学校給食費は、私債権であるため公法上の歳入について定めた自治法 231 条の 3 第 2 項の適用はなく、延滞金や督促手数料を徴収することはできません。

ただし、契約書に定めがない場合であっても、民法所定の民事法定利率（現在は年 3%、3 年ごとに変動）で遅延損害金を請求することができます（債権条例 9、民法 419、民法 404②）。また、債権管理条例の逐状解説においては、「遅延損害金の徴収の要否については、債権所管課において判断すること。」とされています。なお、遅延損害金の発生日が民法改正施行日（令和 2 年 4 月 1 日）前の利率は 5% となります（民法附則 17③）。

(3) 納付相談及び分納誓約

督促や催告に反応のある債務者に対しては、来庁してもらい面談します。その他電話したり、臨戸訪問する方法で納付相談を行います。納付相談により債務者に対して改めて債務の履行を促すとともに、債務者の生活状況や収入、資力状況の聞き取りを行い、債務者の納付資力に応じて履行計画を話し合うこととなります。履行計画は、早期に確実な履行を期待できる内容であることが肝要です。また、就学援

助制度の活用、児童手当からの引落としなどの方策を検討します。【資料2】

一括納付が難しい場合は、分割納付誓約書の提出を求めることができます。分割納付誓約書の提出は、あくまでも債務者が一方的に市に分割返済を申し出たにすぎず、市が受け入れたとしても履行延期の特約（自治令 171 の 6）とは異なり、法的効果は発生しません。したがって、分納を怠った場合、法的措置をとることに問題はありませぬ。

また、瀬戸市個人情報保護条例第 10 条第 2 号では、本人同意により目的外利用を可能としており、再度滞納となった場合のため、税務情報の提供や財産調査を行うことを同意する旨の文言を記載しておくことで、今後の分納計画が順調に履行されることとなります。【資料3】

なお、債務承認として時効の更新の効力があります（民法 152①）ので、分納誓約した日の翌日が新たな時効の起算日となります。そのため、分納誓約書には必ず債務を承認する旨の文言を記載しておく必要があります。【資料3】

(4) 調査

調査には、債務者の所在を確認するための調査、強制執行を行うことを前提とした財産や納付資力の調査があります。

調査は、債務者の住所、不動産の所有、預金、勤務先、収入等十分な情報を収集しておくことが基本となります。情報収集は、本人からの聴き取りの他、弁護士法第 23 条の 2 による調査、債務名義を取得した債権者が裁判所に申し立てる制度、第三者からの情報取得など様々な方法で行います。給食費には、強制力を持った調査権限（国徴法 141、142 等）がありませんが、滞納者への聞き取りもしくは任意の預金照会を行うことは違法ではありません。私債権の調査可能範囲は、住民票、戸籍、登記事項証明書等の法令の定める事項に留まることが多いですが、支払督促等により債務名義を取得することで、財産調査できる範囲が広がります。

調査においては、滞納者に支払い能力があるかどうかを見極める必要があります。支払能力が無ければ法的措置により債務名義を取得して強制執行をしても不奏功で終わります。納付相談において、債務者が著しい生活困窮に陥っていることが判明した場合、債務者の生活再建に資するよう適切な指導または助言を行うことが必要となります。

なお、市の債権管理に関する事務を行うため、他部署などが保有する当該債務者の個人情報の収集目的外利用については、法令等に定めがあるとき（個人情報保護条例 10）とされており、この法令等の定めとして、債権条例において税等の情報を除き目的外利用（外部提供）ができることとし（債権条例 18）、その範囲及び利用の手続きを定めているので（債権規則 22）、留意する必要があります。

(5) 消滅時効期間

消滅時効とは、法律に定められた一定の期間にわたって権利を行使しない状態

が継続することをもって、その権利を消滅させる制度をいいます。

改正前民法では、原則として権利を行使することができる時から10年間行使しないとき、消滅時効が完成しました（旧民法167①）。ただし、学校給食費は、行政実例により授業の一環として実施され、性質的には教育代価に該当することから、令和2年4月以前に発生した債権については、「学芸又は技能の教育を行う者が生徒の教育、衣食又は寄宿の代価について有する債権」として時効は2年に位置付けられていました（旧民法173三）。

今般、民法改正により、令和2年4月以降の債権については、市は納期限や滞納が発生した事実は通常知り得ることから、「権利を行使することができることを知った時から5年」とされました。具体的には納期限の翌日が消滅時効の起算点となり、消滅時効期間は5年となりました。（民法166）

なお、給食費の発生根拠である学校給食供給契約が入学時で、改正民法施行日以前に締結されていると捉えれば、その児童生徒に係る給食費債権の消滅時効期間は、在学中はずっと2年間と判断することになります（民法附則10①括弧書）。一方で、改正民法施行後に入学あるいは転入した児童生徒に係る給食費の消滅時効期間は5年となります。また、毎年「給食費のお知らせ」を配付し、給食費を納期ごとに納付していることで、令和2年4月1日以後に発生する債権の消滅時効期間を5年とすることができるとの考え方もあります。

(6) 時効の更新

時効の更新とは、途中まで進行した時効期間をリセットし、更新事由が生じた時から新たに時効期間が進行することをいいます。普通地方公共団体がする納入の通知及び督促は、時効更新事由とされています（自治法236④）。督促状が相手方に到達した日の翌日が新たな時効の起算日となります。なお、督促による時効の更新は、1回限り認められ、2回目以降の督促は、民法の一般原則どおり、催告とみなされ、時効の完成猶予の効果しかないと解され、時効の更新は生じません。

その他の時効更新事由としては、裁判上の請求等による権利の確定（民法147②）、強制執行等の終了（民法148②）、承認（民法152①）が定められています。

なお、分割納付誓約書は、債務承認として時効更新の効力があります。従って、分割納付誓約書には、必ず債務を承認する旨の文言を記載しておく必要があります。

(7) 時効の完成猶予

時効の完成猶予とは、消滅時効期間が満了するまでの間に一定の事由が生じた場合には時効の進行自体は止まりませんが、時効期間が到来しても、なお所定の期間を経過するまでは時効が完成しないことをいいます（民法147①）。

催告は、債務者に弁済を促す行為であり（内容としては「督促」と同じ）、催告があったときは、その時から6か月を経過するまでの間は、時効の完成が猶予されます（民法150①）。ただし、再度の催告は、時効の完成猶予の効力を有しません

(民法 150②)。その他の時効の完成猶予事由としては、裁判上の請求等 (民法 147①)、強制執行等 (民法 148①)、仮差押え等 (民法 149)、協議を行う旨の合意 (民法 151①) があります。

(8) 時効の援用

税等の公債権の場合は、時効期間が経過すれば債権そのものが絶対的に消滅しますが、学校給食費は、債権の消滅時効期間が経過しても債権そのものは消滅しません。私債権の場合、時効による債権の消滅には、債務者による時効の援用 (消滅時効期間経過による時効の完成の意思表示) が必要となります (民法 145)。これは時効の利益を享受するかどうかの判断を債務者の意思 (良心) に関わらせようとしたものです。

このため、市は滞納者と連絡が取れない場合は、時効の援用が確認できない事実上徴収が不可能な債権が累積し、債権管理業務が非効率になりがちです。そこで瀬戸市債権管理条例第 17 条第 1 項第 1 号では、「消滅時効が完成し、かつ、債務者が時効の援用をする見込みがあるとき」は、債権の放棄をすることができることとされています。

消滅時効期間が経過した債権については、訴訟手続きにより請求しても、債務者が消滅時効を援用すれば、請求は棄却されます。逆に、消滅時効期間が経過した後でも債務者が時効を知ったうえで納付したときは、時効の利益を放棄したことになり、また、債務者が時効を知らずに納付したときは、消滅時効の援用権を喪失したことになり、いずれも収入として受け入れることができます。

なお、消滅時効期間の経過を教示することは、滞納者に正当な権利行使の機会を与え、適正な債権管理を行うために必要です。滞納者に消滅時効を教示し、消滅時効の援用権を認識させたいうえで、公平な負担や受益者負担の意義を説き、消滅時効を援用せず、納得のうえで納付してもらおうことが良いでしょう。

4 債権の保全

(1) 履行期限の繰上げ

市の債権について、債務者が破産手続開始決定を受けるなど債務者の信用状態に不安が生じた場合等、履行期限を繰り上げることができる理由が生じたときは、遅滞なく、債務者に対し、履行期限を繰り上げる旨の通知をしなければなりません (自治令 171 の 3、債権条例 12)。

これは、履行期限を繰り上げて、債権の全額について請求を可能にして債権の保全を図る措置ですが、一方で債務者に期限の利益を喪失させるものであるため、法令又は契約等の定めに該当する場合にのみ可能となるものです。

(2) 債権の申出等

市の債権について、債務者が強制執行又は破産手続開始の決定を受けたこと等

を知った場合において、法令の規定により市が債権者として配当の要求その他債権の申出をすることができるときは、債務者の財産の分配にあたって不利益を被ることのないよう、直ちにそのための措置をとらなければなりません（自治令 171 の 4①、債権条例 13①）。

また、市長は、市の債権を保全するため必要があると認めるときは、債務者に対し、担保の提供を求め、又は仮差押え若しくは仮処分の手続をとる等必要な措置をとらなければなりません（自治令 171 の 4②、債権条例 13②）。

5 学校給食費の法的な債権回収手続

(1) 訴訟手続き

督促をした後、相当の期間を経過してもなお履行されない給食費については、徴収停止の措置（自治令 171 の 5）、履行延期の特約（自治令 171 の 6）をするか、特別な事情がない限り、市長は、訴訟手続により履行を請求しなければなりません（自治令 171 の 2①三、債権条例 11）。訴訟手続きとは、債務名義がない債権について、債務者から任意の履行が期待できない場合に、強制執行を申し立てる前提となる債務名義を取得することをいいます。

債務名義とは、強制執行によって実現される債権が存在すること及びその内容を公証する文書です。債権者が裁判所に強制執行を申し立てるためには、債務名義が必要となります。

督促をした後、相当の期間とは、法に定めはありませんが、瀬戸市債権管理規則第 7 条に、「督促状を発した日から起算して 1 年を超えない期間」とされており、「特別の事情」とは、滞納者からの申し出による分納誓約が挙げられます。また、訴訟手続きの進行中も滞納者と接触して、支払い交渉に応じる姿勢を示す必要があります。訴訟手続きは、強制執行が目的ではなく、債務者を支払う気持ちにさせることが重要です。

学校生活の様々な場面で学校と児童生徒・保護者の関係が続いている在学期間中は、滞納額の徴収機会もあることから、学校から保護者の状況を十分聞き取ったうえで法的措置をとることになります。

学校給食費は、税金とは異なり自立執行権がない債権です。そのため滞納者に対しては、法的措置（訴えの提起、調停、和解）を行い、勝訴判決等により債務名義を得たうえで、民事執行法の規定に基づき、未納者の財産に対し強制執行を行う手続きが必要となります。

市が訴えの提起をする場合は、原則として議会の議決が必要となります（自治法 96①十二）。なお、議会を招集する時間的余裕がない場合、長の専決により、議会の議決事項を処分できる旨を定めています（自治法 179①）。そして一定金額以下の訴えの提起は議会の議決をもって長の専決事項として指定しています（自治法 180①）。本市においても、「議会の権限に属する事項中市長の専決処分事項」の第 4 条に「その目的の価額が 50 万円以下の金銭債権に係る訴えの

提起に関する事」と規定されています。(議決要件について以下同様)

(2) 支払督促

支払督促は、市が滞納者の住所地を管轄する簡易裁判所の裁判所書記官に対して行います。裁判所書記官は、審査を行い、債務者に対して支払督促の発付を行います(民訴法 386)。【資料 4】

支払督促は、相手方に製本が送達された時に、効力が生じます(民訴法 388 ②)。債務者が金銭債務の存在自体に争いがある場合、債務者の所在が不明である場合など、支払督促によることが妥当でない場合があります。

支払督促は、裁判所書記官が発付する処分であって、「訴えの提起(自治法 96 ①十二)には該当せず、議会の議決は不要です。ただし、支払督促送達後、2週間以内に債務者から正当な異議申立があれば通常訴訟へ移行します(民訴法 390)ので、その時点では議会の議決が必要となります。

なお、分割納付誓約書が提出されても、安易に支払督促を取り下げたはけません。分割納付誓約書を受領しつつ、再び分割払いに不履行が生じた場合に備え、支払督促を取り下げず、強制執行を想定して念のため債務名義を取得しておきます。本市が以前行った支払督促においても、分割納付誓約により支払督促を取り下げた後、少し経つとまた支払が滞るといった事態が見受けられましたので、注意が必要です。

(3) 仮執行宣言の申立て

債務者に支払督促が送達されて、その翌日から起算して2週間以内に督促異議申立がされない場合、異議申立期間経過後30日以内に簡易裁判所の裁判所書記官に対して仮執行宣言の申立てをする必要があります。仮執行宣言は、支払督促に執行力を付与するもので、仮執行宣言によって強制執行が可能になります。【資料 5】

裁判所書記官は、支払督促に手続きの費用額を付記して仮執行宣言を行い、債権者と債務者の双方に対して仮執行宣言付支払督促を送達します。仮執行宣言付支払督促の送達結果も裁判所から通知されます。送達後、2週間以内に債務者から正当な異議申立があれば支払督促の申立ての時に訴えの提起があったものとみなされ(民訴法 395)、通常訴訟手続きへ移行することから議会の議決が必要になります。

(4) 少額訴訟

少額訴訟は、簡易裁判所の訴訟手続きです。請求金額に60万円の上限があり(民訴法 368①)、1回で終結して即日判決が出て(民訴法 370)、年間利用回数が瀬戸市全体で10件まで(民訴規 223)などの特色があります。

支払督促、即決和解、民事調停の申立ては、相手方(滞納者)の住所地を管

轄する裁判所に申立てなければなりません。従って、滞納者が市外の遠くに居住する場合は、少額訴訟か通常の訴訟を利用して本市の管轄する裁判所に提訴し、滞納者を呼び出すこともできます。

また、支払督促では、滞納額の全額を一括して支払えという決定しかありませんが、少額訴訟の場合は、滞納者の資力、収入などの経済状態に応じ、判決言渡しの日から3年を超えない範囲で支払の猶予、分割払いを定めた判決が可能であり（民訴法 375①）、履行の可能性が高くなります。

少額訴訟は、訴えの提起に当たるので、専決決議（自治法 180）もしくは議会の承認が必要です（自治法 96①十二）

(5) 即決和解

和解には、個人的な和解（示談）以外に裁判上の和解があり、さらに訴えの提起前の和解と訴えの提起後の和解があります。訴えの提起前の和解は、通常1回の期日で和解が成立するので即決和解と呼ばれおり、法的には民事訴訟法上の裁判手続きのひとつです（民訴法 275）。

簡易裁判所に即決和解の申立てをし、合意した内容を裁判所が作成する和解調書に記載します。和解調書は、判決と同じ効力を持ち、債務名義となるので、和解内容が反故されたときには、後日直ちに強制執行に着手することが可能となります。

即決和解は、申立ての段階で相手方と和解の見通しが立っており、和解条件も合意できていなければなりません。したがって、滞納者と連絡がとれ、来庁のうえ面談して話し合いができ、和解期日に滞納者が裁判所に出頭する意思がなければ即決和解手続きは使えません。即決和解の申立ては和解条項も含めて議会の承認が必要です。

(6) 民事調停

民事調停は、裁判官と2人の調停委員が当事者双方の主張を聴取して調停案を提示し、当事者がお互いに譲歩して合意することで紛争を解決する手続きです。柔軟な解決が可能で、通常訴訟に求められる厳格な手続きによらず、簡易・迅速な解決を図ることができます（民事調停法）。

民事調停は、相手方と話し合い、お互いに譲歩して合意するという手続きです。滞納者の感情的な反発も少なく、滞納者との信頼関係が崩れるリスクも少なく済みます。そうでありながらも、調停調書は、判決と同様の効力を持ち（民調法 16、民訴法 267）、債務名義となるので、将来不履行が生じたときに直ちに財産の差押えができます。一方で、話し合いで合意できる可能性がない場合には、民事調停の申立ては無駄となります。

民事調停は、分割納付誓約と不履行を繰り返す滞納者に対して直ちに強制執行の申立てができるため有効と思われます。

(7) 支払督促等からの通常訴訟手続きへの移行

通常訴訟への移行には、支払督促に対する異議申立、少額訴訟での通常訴訟移行の申立て、即決和解の決裂がありますが、給食費の場合、債権の存在自体に争いがある事案は稀であり、通常訴訟に至っても分割払いの和解もしくは和解に代わる決定でほとんど終わっていきます。

和解に代わる決定（民訴法 275 の 2）は、裁判所の判断なので、判決と同様で、議会の承認は不要です。和解に代わる決定は、被告に決定書が送達されたのち、2 週間以内に異議申立がなければ確定し、裁判所の判決と同様の効力を持ち、強制執行する場合の債務名義となります（民訴法 275 の 2⑤、同法 267）

(8) 強制執行

市長は、債権の督促をした後、相当の期間を経過してもなお履行されないときは、原則として次の措置をとらなければいけません。（自治令 171 の 2、債権条例 11）

ア 担保が付されている債権については、その担保を処分し、もしくは競売その他の担保権の実行の手続きをとること。

イ 債務名義のある債権については、強制執行の手続きをとること。

ウ 前 2 号に該当しない債権については、訴訟手続により履行を請求すること。

強制執行とは、債務名義を取得した債権について、債務者に差し押さえることができる財産がある場合に、裁判所に強制執行を申し立て、債務者の財産から強制的に徴収することをいいます。支払督促や判決は確定したが、なお滞納者が支払わない、和解したが約束どおりの履行をしないという場合には、強制執行手続により回収を図る他ありません。強制執行は、訴えの提起にあたらなないので、議会の議決は不要です。

預金の差押えでは、金融機関の商業登記簿が必要となります。また、学校給食費には地方税の例による財産調査権がありません。分割納付誓約書等を提出させる際に、預金先の銀行の記入欄を設け、聴取しておくなどの工夫が必要です。

申立先裁判所は、滞納者の住所地を管轄する地方裁判所です。

給料の差押えでは、その会社の商業登記簿が必要となります。給料債権の差押えは、滞納者にとって大きな打撃です。市としては給料差押後の滞納者の生活再建も視野に入れておきます。給料の差押えは、原則として税引後の給料の 4 分の 3 は差押えが禁止されています（民執法 152②）。

給与及び退職金等の差押えについては、債権差押命令送達日から 4 週間を経過しないと雇用主から取立てができません（民執法 155②）。

給料の差押命令が発せられても、支払に応じない雇用主があります。その場合は、雇用主を被告として、差押債権の取立訴訟を提訴し、債務名義を取得し、勤務先の雇用主の資産を差し押さえる必要があります。

6 債権回収が困難な場合の措置

以上の債権回収や保全の諸手続きによって、債権を回収できれば目的は達せられますが、現実には、債権者に資力がない場合等、債権回収が困難なことも考えられます。そこで、市が取り得る措置について、次のとおり定められています（自治法 240③）。

(1) 徴収停止

市長は、履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、債務者の所在が不明であり、かつ差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるときや債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるときなど、これを履行させることが著しく困難又は不適當であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができます（自治令 171 の 5、債権条例 14）。

ただし、徴収停止は、単に取立て等を停止する市の内部での整理に過ぎず、徴収停止をした旨を債務者に通知する必要はありません。また、債権が消滅するわけではなく、当然に不納欠損ができるというわけではありません。

徴収停止した場合に、一定期間経過した後においても、なお履行させることが著しく困難又は不適當であると認められるときは、議会の議決を経ることなく債権を放棄することができることとされています（債権条例 17①六、）。

逆に、債務者の資産状況が好転した場合は、徴収停止の措置を取り消す必要があることに注意する必要があります。

(2) 履行延期の特約

市長は、次のいずれかに該当する場合は、その履行期限を延長する特約をすることができます。この場合、債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることもできます（自治令 171 の 6①、債権条例 15①）。

ア 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。

イ 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。

ウ 債務者に災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき等。

履行期限の特約は、上記要件に該当する場合にのみ行うことが可能となるものであり、その判断は、慎重に行う必要があります。このため、判断に必要な資料の提出を債務者に求めるとともに、債務者からあらかじめ財産調査への同意書を徴し、それに基づき調査を行い、要件の妥当性を判断することが必要になります。

(3) 債務免除

市長は、債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約をした債権について、当初の履行期限（当初の履行期限後に履行延期の特約をした場合は、最初に履行延期の特約をした日）から10年を経過した後において、なお債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、債権等を免除することができます（自治令171条の7①、債権条例16①）。

なお、自治法96条第1項第10号により、法令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄するには議会で議決しなければなりません。上記自治令171条の7に基づく免除は、この特別の定めに該当するため、議会の議決は必要なく（自治令171条の7③）、債権放棄の必要もありません。債権者が債務者に対して債務を免除した場合は、その債権は消滅します（民法519）。

(4) 債権放棄

市長は、債権について、次の各号のいずれかに該当する場合には、債権等の全部又は一部を放棄することができます（債権条例17）。

- ア 消滅時効が完成し、かつ、債務者がその援用をする見込みがあるとき。
- イ 債権者が死亡し、その債務について限定承認があった場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに他の優先して弁済を受ける市の債権を超えないと見込まれるとき。
- ウ 破産法第253条第1項その他の法令の規定により、債務者がその債務につきその責任を免れたとき。
- エ 強制執行の措置をとった場合又は債権の申出等の措置をとった場合において、なお完全に履行されなかったこの債権について、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、履行される見込みがないと認められるとき。
- オ 徴収停止の措置をとった場合において、その徴収停止措置をとった日から相当の期間を経過した後においても、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、履行される見込みがないと認められるとき。
- カ 債務者が死亡した場合において、相続人のあることが明らかでなく、かつ、徴収の見込みがないとき。

債権放棄は、自治令の債務免除の要件を充足しない債務について市長が免除するもので、請求して権利行使の実効性のない、財産価値のない、徴収見込みのない債権について行います。

時効の援用がない徴収が不可能な債権が累積すると債権管理業務が非効率になることもあり、援用をする見込みがあれば、債権放棄できる旨を規定しています（債権条例17①一）。このように債権管理条例の規定に従って、簡易な手続

きで迅速な債権放棄が可能となります。ただし、市の財政の健全性を維持するため、自治法の趣旨に反するような安易な債権放棄は、「怠る事実」に問われる恐れがありますので注意が必要です。

債権放棄の手続きは、市長決裁を受け、財政課長に提出します(債権規則19)。

なお、自治法96条第1項第10号の規定により、法令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄するには議会で議決しなければなりません。上記債権条例17条の規定は、この特別の定めに該当するため、議会の議決は必要ありません。ただし、放棄した年度の翌年度の市議会9月定例会に報告しなければなりません(自治法96①十、債権条例17②、債権規則21)。

なお、時効期間経過後に債務者から時効の援用の意思表示があったものについては、債権が消滅するので、債権放棄の手続きを行う必要はありません。この場合、債務者から時効を援用する旨の書面を提出してもらうなどして、不納欠損処理をすれば足ります。

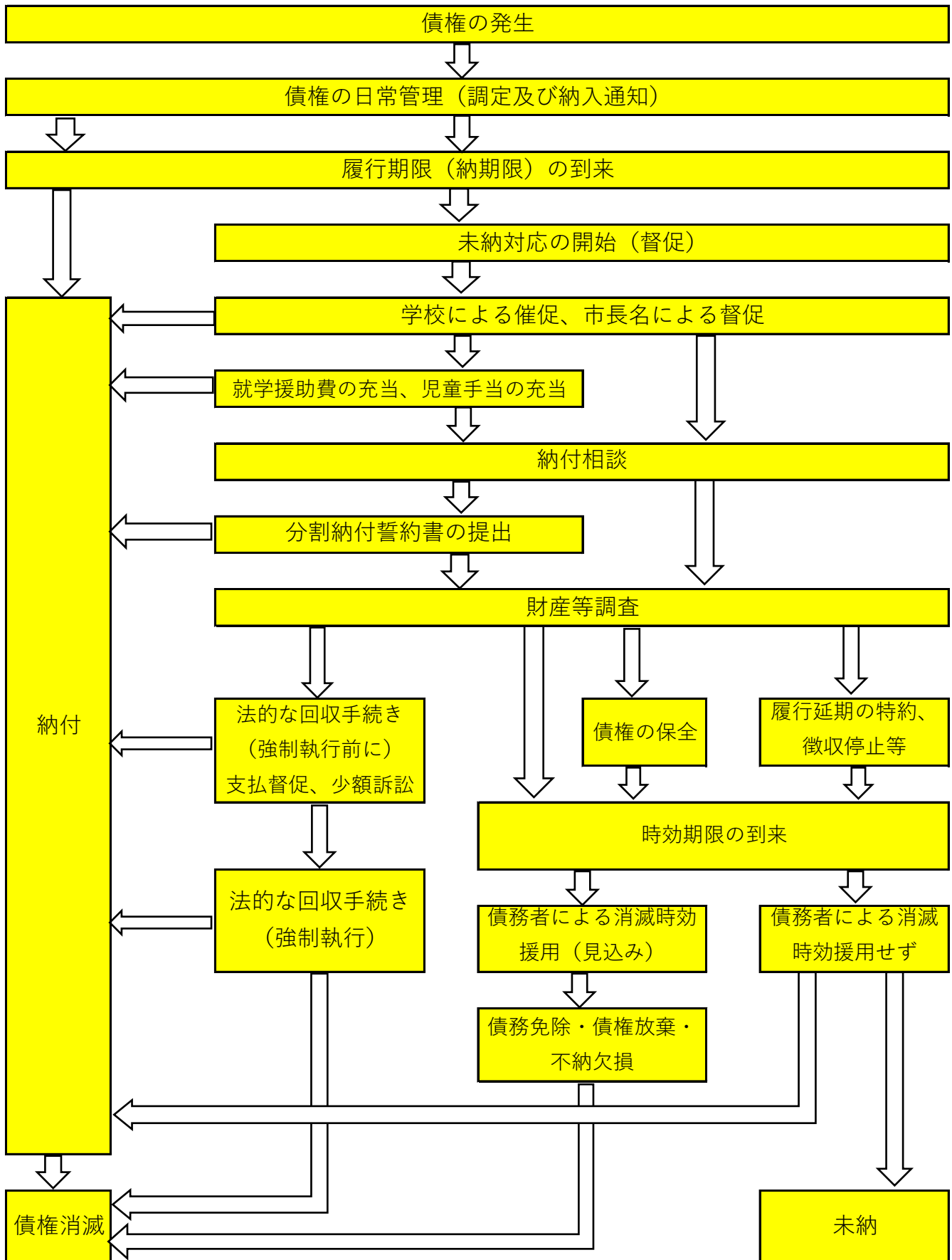
(5) 不納欠損処理

不納欠損処理とは、既に調定された債権が徴収し得なくなったことを表示する決算上の取扱いであり、時効により消滅した債権や放棄した債権等によって消滅した債権は次年度に調定を繰り越さないという措置を行うものです。いわゆる会計上の内部的な整理手続きであり、それ自体は、何らの法的効果を有するものではありません。

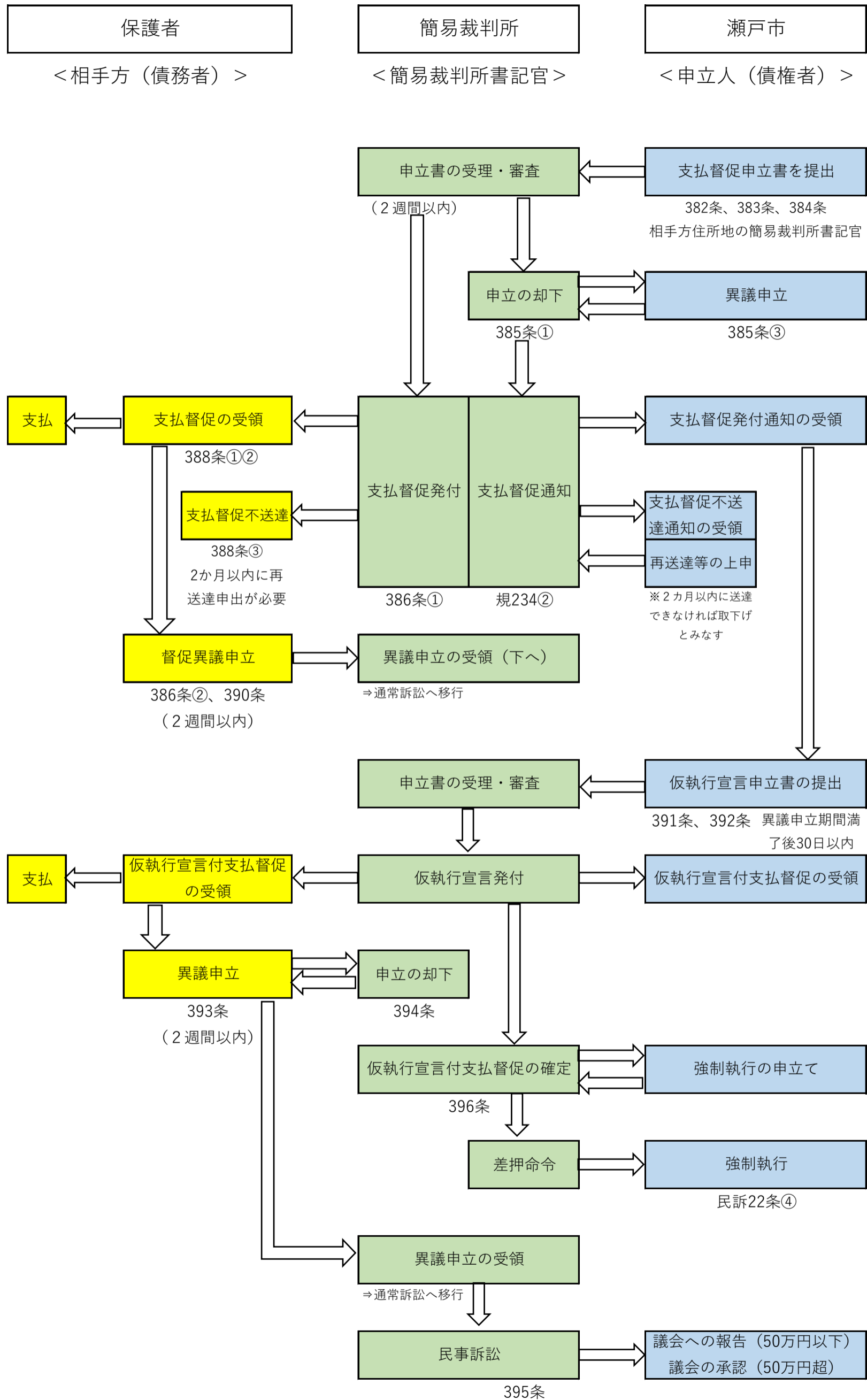
徴収の見込みがない債権を内部会計上いつまでも計上しておくことは、市の財産状態の正確な把握を妨げることから、適切に不納欠損処分を行う必要がある一方、不納欠損処理を行った債権は、管理対象から外れるため、消滅していない債権を不納欠損するなど、恣意的な運用は許されません。

不納欠損をすることにより債権が消滅するわけではなく、消滅時効完成後の債務者による時効の援用、債務免除若しくは債権放棄をして消滅した債権について不納欠損をすることに留意してください。

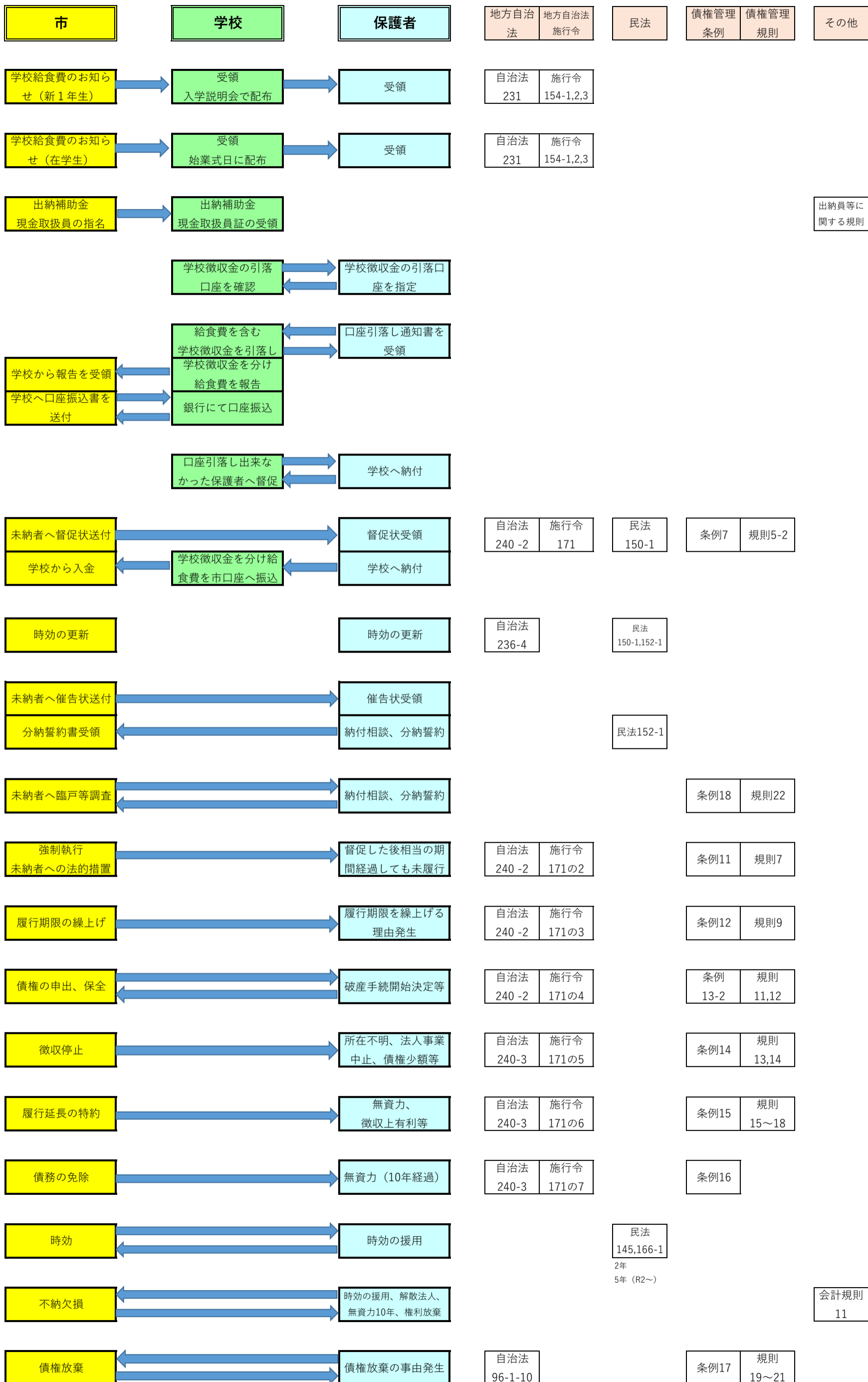
学校給食費（私債権）の管理及び回収フローチャート



学校給食費 法的措置手続きの流れ（支払督促手続きを中心に）



＜学校給食費 法令根拠体系図＞



令和 年 月 日

児童・生徒名
(○ ○ ○ ○)

保護者様

瀬戸市長 ○ ○ ○ ○

未納学校給食費支払い督促状

お子様の下記給食の代金が未払いとなっております。納付期限までに入金をお願いいたします。期限までに全額の支払いができない場合は、各学校または瀬戸市学校給食センターまでご相談ください。具体的な支払い方法について検討をします。

このまま、未払いを放置し続けると、法的措置（財産の差し押さえ等）を取らざるを得なくなります。そのような事態にならないために、保護者として責任ある対応をお願いします。

なお、この督促状は、令和 年 月 日現在の過年度分の未納残額をもとに作成しています。その後の入金は、未納残額に反映していません。

万が一、本状と行き違いになりましたら、ご容赦いただきますようお願いいたします。

記

1 納付期限 令和 年 月 日 ()

2 納付先 各小中学校へ現金で納付するか、次の口座に振り込んでください。

瀬戸信用金庫 水野支店（店番 〇〇9）
普通預金 〇〇〇〇〇〇〇〇
（口座名義） 瀬戸市学校給食会 （セトシガッコウキュウショクカイ）
※ 振込依頼人には、お子様の氏名を記入してください。

3 連絡先

瀬戸市学校給食センター (☎ 0561-48-7600)

4 未納給食費の残額

年度	4月	5月	6月	7月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
												0
												0
												0
												0
総合計												0

お知らせ 児童手当による未納給食費の支払いについて

6月・10月・2月に児童手当が支給されています。この児童手当から、未納となっている給食費を支払うことができます。

◆ 未納給食費を児童手当から支払うための手続き

◎ 別紙「児童手当に係る学校給食費等の徴収等に関する申出書」を提出する。

- 児童手当からの支払いには次のようなきまりがあります。

- 支払額は1万円単位とする。
- 複数回の児童手当から支払う場合は、毎回、同じ額（申出書の記入額）で支払う。

このきまりのため、児童手当では支払えない場合があります。例えば、1万円に満たない額の支払いには児童手当は使えません。児童手当から支払えなかった残りは、現金を学校へ納めていただくか、下記口座に振り込んでいただくことになります。

【振込口座】 瀬戸信用金庫 水野支店（店番 009）
普通預金 0218882
（口座名義） 瀬戸市学校給食会
（セトシガッコウキュウシヨクカイ）

※ 振込依頼人にはお子様の氏名を記入してください。

- 「申出書」の書き方 ※ 別紙、記入例①②を参考にしてください。

支払いのきまりと支給される児童手当の総額から、1回の支払い額と支払い回数を決めてください。

【記入例①】未納給食費 52,500円 児童手当から 20,000円×2回払い

申出書の記入金額を、「20,000円」とする。毎回、この額で支払うきまりなので、2回目も20,000円、合計40,000円の支払い。これで未納残額は「12,500円」。次に20,000円を支払うと残額を超えてしまうため、3回目の児童手当からの支払いはできません。したがって、残りの「12,500円」は学校へ現金を納めるか、上記口座に振込みをします。

【記入例②】記入例①の未納残額 12,500円 児童手当から 10,000円×1回払い

記入例①に加え、支払い金額「10,000円×1回」の申出書（記入例②）を新たに作成して提出すれば、残額12,500円のうち、10,000円を3回目の児童手当から支払うことができます。2枚の申出書により、残額を「2,500円」にすることができます。

- 提出期限

児童手当支給月（6月・10月・2月）の遅くとも前々月の月末までに提出。

4月末までに提出 → 6月分から支払い可能。 8月末までに提出 → 10月分から支払い可能。

12月末までに提出 → 2月分から支払い可能。

- 申出書の提出先

- 各学校（窓口は事務職員）へ提出する。または、瀬戸市学校給食センターへ郵送する。

瀬戸市学校給食センター

〒489-0004 瀬戸市日の出町34-2

児童手当
特例給付 に係る学校給食費等の徴収等に関する申出書

(宛先) 瀬戸市長

私は、児童手当法第 21 条の ^{第 1 項} _{第 2 項} の規定に基づき、瀬戸市長から支給を受ける児童手当等 (児童手当及び特例給付をいいます。以下同様です。) の額から、以下の費用につき、当該児童手当等の支払期日をもって支払いに充てる旨を申し出ます。

なお、申出の撤回又は申出内容の変更を行わない限りにおいて、本申出に基づき、令和 年 月分までの児童手当等から各費用の支払いに充てるものとします。

徴収 (支払) 費用	
学校給食費	円

令和 年 月 日

住 所 _____

氏 名 _____ 印 生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

電話番号 _____

児童の氏名 _____

給食費納付誓約書

令和 年 月 日

瀬戸市長 殿

住 所 _____

電話番号 _____

保護者名 _____ 印

勤 務 先 _____ TEL _____

保護者名 _____ 印

勤 務 先 _____ TEL _____

児童（生徒）名 _____

私は、下記記載の未納給食費支払い義務があることを認め、分割納付計画に従い給食費の早期納入に努めます。なお、本分割納付計画に違反して分割納付を怠ったときは、貴市より法的手続きを受けても異議ありません。

また、債権の回収に必要な範囲で、私の個人情報を保有する貴市が保有する税務等に関する情報及び関係諸機関に調査・照会を行い、私の個人情報の提供を受けることに同意します。

	年 度	学 年	未 納 残 高 計
未 納 給 食 費	平成・令和 年度	年	円
	平成・令和 年度	年	円
	平成・令和 年度	年	円
	平成・令和 年度	年	円
	平成・令和 年度	年	円
	総 合 計		円
納 付 計 画	1 令和 年 月 日に一括納付します。 2 令和 年 月 から 毎月 日 期限とし月々 円を納付します。 3 その他		

収入印紙

支払督促申立書

請求事件 学校給食費請求事件
当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり
請求の趣旨及び原因 別紙請求の趣旨及び原因記載のとおり

債務者は、債権者に対し、請求の趣旨記載の金額を支払え、との支払督促を求める。

申立手続費用 金 〇, 〇〇〇円

内 訳

申立手数料 (印紙)	〇〇〇円
支払督促発付通知費用 (はがき)	〇〇円
支払督促正本送達費用 (郵便切手)	〇, 〇〇〇円
申立書作成及び提出費用	〇〇〇円

令和 年 月 日

住 所 〒489-8701

瀬戸市追分町64番地の1

電話0561-82-7111 FAX0561-88-2755

申立人 (債権者)

瀬戸市

代表者 瀬戸市長 ○ ○ ○ ○

送達場所および債権者との関係

瀬戸市日の出町34番地の2

電話0561-48-7600 FAX0561-48-7171

担当者 瀬戸市教育委員会 学校教育課 ○ ○ ○ ○

価 格 〇〇, 〇〇〇円

添付書類

瀬戸簡易裁判所 裁判所書記官 殿

当 事 者 目 録

〒489-8701 愛知県瀬戸市追分町64番地の1
債権者 瀬戸市
代表者 瀬戸市長 ○ ○ ○ ○

(送達場所)

〒489-0004 愛知県瀬戸市日の出町34番地の2
瀬戸市教育委員会学校教育課
担当 ○ ○ ○ ○
電 話0561-48-7600
F A X 0561-48-7171

〒489-○○○○ 愛知県瀬戸市○○町 番地の
債務者 ○ ○ ○ ○

請求の趣旨及び原因

請求の趣旨

- 1 金 〇〇, 〇〇〇円 (下記請求の原因の金額)
- 2 金 〇, 〇〇〇円 (申立手続費用)

請求の原因

1 学校給食費

債権者は、申立外 〇〇〇〇 に対し、令和 (平成) 年 月から令和 (平成) 年 月まで学校給食を提供した。

学校給食費の経費については、学校給食法第11条第2項 (平成21年3月31日以前は、改正前の同法第6条第2項) において、学校給食を受ける児童又は生徒の保護者の負担とすると規定されている。

債務者は、上記申立外 〇〇〇〇の保護者である。

2 未納額については別紙未納金額内訳書のとおり

未納金額内訳書(1)

<〇〇〇〇>

債務者 〇〇〇〇

年 月 日 分	未納給食費 (円)	納入額 (円)	未納給食費残額 (円)
令和 (平成) 年 月 日 ~ 令和 (平成) 年 月 日	〇〇,〇〇〇	0	〇〇,〇〇〇
			0
			0
			0
			0
			0
合 計	0	0	0

督促状による上記金額の支払期日は、令和 (平成) 年 月 日

仮執行宣言申立書

債権者 瀬戸市
代表者 瀬戸市長 ○ ○ ○ ○

債務者 ○ ○ ○ ○

上記当事者間の御庁令和（平成）〇〇年（〇）第〇〇号支払督促申立事件について、債務者は、令和 年 月 日支払督促正本の送達を受けながら、法定期間内に督促異議の申立をせず、また、債務の支払をしないので、下記の費用を加えて執行の宣言を付されたい。

なお、債権者に対する送達は

- 特別送達を希望する。
 これに代えて送付によることを同意する。

記

仮執行宣言の手続費用 金〇, 〇〇〇円
(仮執行宣言付支払督促正本送達費用)
(内訳) 債権者分 金 〇〇円
債務者分 金〇, 〇〇〇円

追加手続費用 金 〇円

令和 年 月 日

申立人（債権者） 瀬戸市
代表者 瀬戸市長 ○ ○ ○ ○

瀬戸簡易裁判所 裁判所書記官 殿

令和 年(○)第○○号

請 書

債権者 瀬戸市
代表者 瀬戸市長 ○○○○

債務者 ○ ○ ○ ○

- | | | |
|---|--------------|-----|
| ① | 仮執行宣言付支払督促正本 | 1 通 |
| 2 | 更正処分正本 | 1 通 |
| 3 | 送達証明書 | 1 通 |

上記書面（番号を○印で囲んだもの）を受領しました。

令和 年 月 日

債権者 瀬戸市
代表者 瀬戸市長 ○ ○ ○ ○ (印)

瀬戸簡易裁判所 御中